

## 令和7年度長野県森林審議会保全部会 議事録

- 1 日 時 令和7年9月16日（火）午後1時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 長野県庁議会棟3階第1特別会議室（長野県長野市南長野幅下692-2）  
（長野市大字小鍋字上原5827番 他149筆の現地調査を含む）
- 3 出席委員 富樫均（部会長）、植木達人、佐藤京子 峯村勝盛、由井正宏 計5名
- 4 事務局、説明者等
  - （1）林務部 森林づくり推進課 塚平賢治、植木信吉、岡村晃介、橘秋広
  - （2）長野地域振興局 林務課 山城政利、吉村直己、志水良一
  - （3）事業者 藤森碎石株式会社 片井週一、宮澤達也、増田俊喜  
株式会社サニー設計事務所 芝田啓朗
- 5 審議に付した事項  
10ヘクタールを超える林地開発行為（土石の採取）について
- 6 議事録署名人  
峯村委員、由井委員
- 7 議事
  - （1）林地開発計画概要の説明・・事務局及び事業者から提出した資料により説明
  - （2）質問・意見

〈富樫部会長〉

神社等や公民館が近接しているということで、そこに通じている道路が図面では採石場の中を通っているように見えます。近隣住民の方が通行するのに支障はないのでしょうか。

〈事業者〉

神社にかかる開発区域を縮小した経緯がありまして申請範囲には入っておりません。

〈富樫部会長〉

神社にはかからないということですが、神社への行き来等の道路利用に関しては、開発作業車とバッティングして通行が困難になってしまうことや、もし場内に入ることになれば立入禁止の看板もありましたけれども、住民の通行関係についてはいかがですか。

〈事業者〉

神社へ行くまでの道は開発地とは離れてます。

〈富樫部会長〉

わかりました。

〈由井委員〉

現状の碎石ラインよりも倍以上の距離を山腹方向へ削られるということで岩石を砕く方法は発破で実施するということですか。それとも重機で崩していくことになるのでしょうか。騒音等の配慮について伺いたいたいという意味での質問です。

〈事業者〉

基本的には発破をあまりしない方法で実施しております。開発当初の凝灰岩の部分はどうしても重機では取れない岩石のため、そこに関しては発破しています。

〈由井委員〉

要望ですが、アカマツとヤシャブシが本当に適木なのかをよく見極めていただければと思います。植樹箇所地盤が硬いので客土が適切なのか、ポット苗がいいのかと思うのですが、活着するような苗木の選択や適木、適切な苗木の選択をぜひお願いします。

採石場って滑ったりして、危ない部分があるので植栽等の作業するときとその管理をするときに、危なくない形で作業できるような動線等の設計を配慮していただけるとありがたいと感じておりますので、ぜひよろしくお願いします。

〈植木委員〉

造成する緑地の法面には、ツタ類の播種となっているが、ツタの種類について教えてください。

〈事業者〉

ナツツタ、モミジツタ等のツタ類と言われるもの、ツル類としてクズを考えております。現地でクズがいっぱい生えていたと思うのですが、そういったものを植栽予定です。平地の造成森林と言われるところには植栽します。ツタ類等はのり面だけの緑化で考えています。

〈植木委員〉

のり面にそういった緑化が良いのかは、合理性から考えてやっていくべきだと思います。

それから、計算の方法で教えて欲しいのですが審議会資料様式1の5ページの沈砂池兼用調整池の流出土砂の計算で一つの根拠になっている流出土砂量の裸地、草地、林地のヘクタール当たり量を裸地が300m<sup>3</sup>、草地が15m<sup>3</sup>、林地が1m<sup>3</sup>で計算されたってことですか。

〈事業者〉

そうです。林地開発の手引きに載ってる基準の数値で計算しています。

〈植木委員〉

審議会資料様式 1 の 4 ページ、他法令との許認可状況ですが、申請中で通知が届いてないという状況でしょうか。

採石法や県の自然環境保全条例、農地法があるのですが、これはいつ頃許可等が決まるのか、現在、この辺の内容が把握できているのであれば教えて欲しいということ。

それから審議会は森林法の基で実施しているのですが、森林法と手続き中の他の法律との関係において、申請等の決定があるなしに関わらず、森林法の判断で承認をしてもいいのか教えてもらえますか。

〈事務局〉

申請をしているという今の段階で、農地法についてはもう許可も出せる状態であると聞いてます。その許可を出す日付けについてはこちらの森林法の許可が出る日と一緒にしたいと聞いてますので、実際の許可はこちらの許可日と合わせて手続きをしていくことになります。

それから採石法についても、先ほどの緑化の話とかの樹種の選び方等も検討して欲しいというご意見もありました。その辺も含めてまとめて建設事務所に協議をするという段取りをしており、建設事務所でまた検討していただけるということで、それが許可になりました際には、林地開発許可日は 10 月 17 日か 18 日になると予定しています。その日付けで合わせて採石法の許可を出すという段取りで、相談をしながら進めています。

それから自然環境保全条例については県と市町村、開発行為者で協定を結んでいただいていますので、その変更について 10 月の 17 日もしくは 18 日に認可する形で手続きを進めている状況にあります。

それぞれの法律について、違う日付けで許可を出すのは、ちぐはぐな形になりますので各法令の手続きについては、同一歩調で、許可を出すという手続きを進めていく形になります。

〈植木委員〉

ありがとうございます。手続上の話を聞かせていただいたんですが、例えば内容として県の自然環境保全条例において、今回の採石場についての議論というのは何かお聞きになってますか。

〈事務局〉

手続上の書類内容についてはお互いに把握してます。協議の中でコメントを書くところがあるので、そこでお互いに意見を出し合いながらその意見を反映させて手続きを進めています。

〈富樫部会長〉

アカマツ、ヤシャブシが計画上は植栽木になっているのですが、それについてはもう少し現地の状況を踏まえた上で検討していただきたいという意見があったものですからそこをこの資料の中にも反映させていただければありがたいと思うのですがいかがでしょうか。

〈事務局〉

林地開発の許可を出すときに付帯条件を記載する部分があります。例えば、ダンプの通る時には十分地元と相談をしながら開発を実施することという細かい部分で条件指定をすることもありますので、その項目で例えば樹種について現地等を調べながら、適木という形で、良い樹種があれば逐次検討をしていくようにという条件で担保していくという方法もありますので、相談しながらできるだけ反映していきたいと思っています。

〈富樫部会長〉

ここにアカマツ、ヤシャブシって書いてあるとどうしてもそれに引きずられて、結局これになってしまって、実施してみたら枯れたということにならないようにお願いしたいと思います。

〈事務局〉

はい、わかりました。

〈峯村委員〉

私は、京浜急行のゴルフ場開発の林地開発案件で大変いろいろ勉強した覚えがございます。そのときに、色々な面での環境の評価について審査したのですが、今回の案件はミズナラ等の貴重な樹種があるという内容でもないし、10ヘクタール未満で今まで事業を実施された実績等もありますし、そういう点で言えば私達は今回の開発についてどこに重点を置いた判断をしていけばいいのかなとそんなことを考えながら議論を聞いておりました。以上でございます。

〈佐藤委員〉

年々林地開発への関心も高まってきていると思われますので、森林が森林としての役割を果たせるようにぜひ審査をお願いいたします。

〈植木委員〉

この地域は地すべり地帯として長野県下でも結構有名な地域だと思っております。開発箇所は地すべり防止区域から外れており、災害危険地区からも外れているので問題ないということですよね。

〈事務局〉

はい。

〈植木委員〉

開発地域の南東の方に、土砂災害防止法の急傾斜地の崩壊区域と接している残置森林幅が30mあってここが森林の林縁部になると思うのですが、ここの危険性については大丈夫なのかということと、地質の問題ってかなり神経質で危険地区あるいは地すべり防止区域が定められているこの地域は常に地滑りや崩壊が憂慮される場所であるということを考えれば、このような地域は前もって十分な調査や開発地から外すという英断も必要なのかなというふうには思っております。ただそれを

行くと開発に制限がかかってしまうのではという話になり事業体も困ると思われませんが、地質が動いている状況での開発っていうのは、県としても少し慎重になって欲しいという気がします。ただ先ほど言いましたように土砂災害防止法の急傾斜地の崩壊区域が隣接してるという認識でよろしいでしょうか。

〈事業者〉

隣接はしてますけど避けています。事業区域の赤枠から内側に 30m の残置森林を配置していますので急傾斜地の崩壊区域に触る予定はありません。

〈富樫部会長〉

ここに急傾斜地の土砂災害防止法のエリアが近接しているというのはその下に集落等があるからということですね。同じような急傾斜地は他にもたくさんあるのですが、今のご説明ではその事業区域の中に残置森林も設けてあるので、開発区域と距離が離れていて、影響はしないというご説明だったと思います。

開発箇所は安山岩の採石をするだけあって非常に地盤的には周りに比べてしっかりしてるのですが、より細かく見ると事業区域の南西側の一番上の稜線付近に等高線が緩んでるところがありまして、ここは小さな地滑りの兆候があります。これは事業区域内のため、気を付けて事業を行っていただければと思います。

先程の工程表で、年に 2 回浚渫を行うという計画にはなっていますが、現地でほとんど土砂は出てこないというお話があったので、これは必要に応じてという意味でよろしいのでしょうか。

〈事務局〉

計算の中でも浚渫のサイクルがどのぐらいかっていうこともあります。実際に土が出てくるかどうかという話はちょっとまた別の話だと思ってます。絶えずポケットを設けることが基本だと思います。私達も別の案件で現場に行ったときには必ず調整池や沈砂池がどうなっているか確認しますので、浚渫が足りないのであれば浚渫するように指導する必要があると思います。

〈富樫部会長〉

1 年に 2 回浚渫を行うと書いてあると実際は土砂が溜まってないから形骸化してしまって、逆に目が行き届かなくなるという原因にもなりますので点検は年に 2 回必ず行っていただいて必要に応じて浚渫を行うという書き方にいただいた方がより安心できる計画になると思います。

〈事務局〉

事業者と相談をしてできるだけ現実に近い形での申請内容にしたいと思います。半年ごとに開発業者に現況の写真と状況について報告するということが長野県の林地開発事務取扱要領の中にあります。そういう内容を見て必要があると判断しましたらこちらでしっかり現場を確認し、適切に浚渫が行われるように進めていきたいと思います。

(3) 議案の決定  
異議なし

令和7年10月10日

議事録署名人 峯村 勝盛 印

議事録署名人 由井 正宏 印